さいたまは一と推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 本市の、自転車を活用したまちづくりの総合的な計画である、『さいたま自転車まちづくりプラン~さいたまは一と~』(以下「さいたまは一と」という。)を推進していくため、市民・事業者・行政が連携し、効果的かつ効率的な事業を実施することを目的に、さいたまは一と推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(意見を提供する事項)

- 第2条 協議会は以下に掲げる事項について協議を行い意見を提供する。
 - (1) さいたまは一とに位置付けられた事業に関する事項
 - (2) その他本市の自転車活用に関連する事項

(組織)

- 第3条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 自転車関連事業者の代表者等
 - (3) 公共交通事業者の代表者等
 - (4) 交通安全事業者の代表者等
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 協議会の構成委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 3 協議会の下部組織として、さいたまは一と推進部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会長は協議会の会議を召集し、その議長となる。
- 2 やむを得ない理由により、会議に出席することができない委員は、委任状を提出することにより、代理人をオブザーバーとして出席させることができる。

(臨時委員)

- 第7条 協議会において、第3条第1項の規定により委嘱された委員のほか、専門性の高い 検討事項の意見聴取を行う必要がある場合、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、第3条1項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該意見聴取が終了したときは、解任 されるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市局都市計画部自転車まちづくり推進課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に 諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年11月4日から施行する。